

1 審査請求の件名

こども園等入園保留取消請求事件（平成29年審査請求第4号）

2 処分庁

豊田市長

3 事案の概要

- (1) 本件は、障がいのある審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に係る平成30年度のこども園の入園保留決定（以下「本件処分」という。）についての事案である。
- (2) 本件児童は、平成28年10月から、豊田市内の児童発達支援センターに通所していた。
- (3) 審査請求人は、平成28年10月に、本件児童に係る平成29年度の入園申込みをした。処分庁は、豊田市こども発達センターが主催する通園施設進路検討会（以下「進路検討会」という。）の児童発達支援センターとこども園等との並行通園が望ましいとする進路方針を参酌して、平成29年4月14日から平成33年3月31日までを保育の実施期間とする保育の実施を決定し、承諾書（以下「本件承諾書」という。）により通知した。これにより、本件児童は、平成29年度については、こども園に通園し、並行して児童発達支援センターに通所していた。
- (4) 審査請求人は、平成29年10月に、本件児童に係る平成30年度の入園申込みをした。処分庁は、進路検討会の「本件児童の発達・成長が期待できる児童発達支援センターへの通所が望ましい」との進路方針を参酌して、本件処分を決定し、通知書（以下「本件通知書」という。）により通知した。なお、処分庁は、本件処分の理由として、本件通知書に「療育が必要なため」と記載し、処分に係る説明文書を同封の上、送付している。
- (5) 審査請求人は、平成29年12月に、審査庁である豊田市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

4 裁決の主文

本件審査請求を棄却する。

5 裁決の理由の概要

- (1) 処分庁が本件承諾書に期間を明記して保育の実施を承諾したとしても、それは当該期間中の保育の実施を無条件に保証するものではなく、解除は予定されている。したがって、解除より穏当な処分である入園保留も、一定の事情の下ではやむを得ないものとして許容され得る。
- (2) 市長には一定の応諾義務があるものの、次のとおり、入園を保留した判断には正当な理由があるということができ、また、当該判断は市長の合理的な裁量を逸脱するものではないといえるため、本件処分は妥当である。
 - ア こども園の受入体制は、本件児童が安全に生活するには足りないとする処分庁の判断には合理性が認められる。
 - イ 進路検討会の進路方針を本件児童の個別の状況を客観的に判断する手

段として用いることには、合理性が認められる。

ウ 本件処分は、本件児童の安全の確保という正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合といえるから、不当な差別的取扱いに当たらないと解するのが相当である。

- (3) 処分庁は、専門的な福祉支援である療育の機会を提供しており、子どもを養育している者に必要な支援を受ける権利は侵害されていない。
- (4) 進路検討会においては、本件児童の発達や成長にとって、どこで過ごすことが最も望ましいかという視点で進路方針が検討されており、本件処分が発達や成長を促進する機会を失っているとまではいえない。
- (5) 行政手続法が求める理由付記については、同封の説明文書の内容も含めて検討するのが相当であるところ、申請者である審査請求人において、本件児童が療育を必要とすることを理由として、受入方針を適用の上、本件処分がされたことを了知し得るものと認められるため、本件処分の理由付記に不備があるとまでは認められない。

6 審理等の経過

- (1) 平成29年12月26日 審査請求
- (2) 平成30年 1月18日 審理員の指名
- (3) 6月11日 審理員による審理の終結
- (4) 6月15日 審理員意見書の提出（棄却相当）
- (5) 7月31日 裁決

※ 本件は、行政不服審査法第43条第1項第4号に該当し、豊田市行政不服審査会への諮問は行わなかった。